

## 行政不服審査法 43条1項5号の運用について

### ○行審法 43条1項5号（抜粋）

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては第81条第1項又は第2項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

### ○ 諮問を要しないものの認定について

(1) 個別事案の蓄積により判断基準を決定

個別事案の審査例を蓄積していくことで、類似する事案について、明らかに類型化できると判断されるものについて、以後は諮問を要しないものとして決定する。

(2) 現時点で想定される範囲内で判断基準を決定

一定の事案について、予め諮問を要しないものと判断する基準を決定しておく。

※上記（1）（2）いずれの場合においても、判断基準が決定された場合、以後は審査庁が判断基準の該当性を判断する。

### ○参考資料

他市の例（別紙）